



2 循第 481 号
令和 2 年 10 月 2 日

一般社団法人えひめ産業資源循環協会
会長 西山 周 様

愛媛県県民環境部長
(公印省略)

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処理に関連する暫定講習会
の開催に伴う新規・更新許可事務の留意事項について（通知）

日頃から、本県の環境行政の推進について格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記の件については、令和 2 年 4 月 2 日付 2 循第 19 号本職通知によりお知らせしたところですが、今般、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターにおいて、オンライン講義等を活用した講習会（以下、「暫定講習会」という。）が開催されていることを踏まえ、本県としては、産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請事務における今後の対応について下記のとおり取り扱うこととしましたので、御承知いただくとともに、貴協会会員から更新許可に係る問合せ等を受けられた際には、本件の周知に御協力いただくようお願いいたします。

記

- 1 既に講習会修了証未添付で更新許可申請を行っている者は、直ちに暫定講習会を受講の上、講習会修了証を提出すること。
- 2 今後更新許可申請を行う者は、原則として、申請時に講習会修了証を添付すること。
- 3 2 については、新型コロナウイルス感染拡大防止等の観点から、やむを得ない理由により暫定講習会の受講が困難である場合は、受講困難である理由を記載した申立書（別添様式参照）を添付することにより、講習会修了証未添付で更新許可申請を受け付けることとし、当面の間、産業廃棄物処理を認めることとする。
- 4 新規許可申請者については、原則として、暫定講習会を受講の上、講習会修了証を添付した許可申請を受理するものとする。

【担当】

愛媛県県民環境部環境局
循環型社会推進課 産業廃棄物係 大内、山内
Tel:089-912-2358
Fax:089-912-2354